

くろまぐろ型TACに関する広島県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年7月1日 公表
平成29年8月30日 変更

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 太平洋くろまぐろについては、本県漁業者は曳き縄漁業により長崎県対馬地先海域で漁獲しており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、第3管理期間に係るくろまぐろ型TACに関する基本計画(試行)(以下、「基本計画(試行)」という。)により決定された漁獲可能量の本県の数量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について広島県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	0.06トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	基本計画(試行)の第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

※ 本県に定められた数量は0.06トンであるが、漁船漁業等の広域管理に参加する府県のそれぞれの割当数量の合計数量は7.94トンであり、この合計数量を超えないよう管理する。

基本計画(試行)の第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には、漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について、都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、上記の本県に定められた数量を改定するものとする。

また、小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は漁船漁業等の広域管理数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

さらに、本県の小型魚の数量は、全量を漁船漁業等に割り当て、当該数量については、本県とともに岩手県、宮城県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、大阪府、岡山県、香川県、佐賀県、大分県及び沖縄県が漁船漁業等の広域管理を行うこととするが、これらの府県における漁船漁業等による漁獲量の積み上げにより、広域管理に参加する府県の漁船漁業等の割当数量の合計値8.5トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成府県の漁船漁業等の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が漁船漁業等の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の漁船漁業等の割当数量とする。これにより割当数量が変化するのにあわせて、本県数量も変化するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項 定めなし

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1. 釣り漁業、曳き縄漁業等(定置網漁業以外の漁業)
1キログラム未満の個体の再放流に努める。
放流した場合は、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
2. 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

3. 水産庁から警報等(漁船漁業等の広域管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は「操業自粛要請」)が発出された場合は、関係漁業協同組合及び関係漁業者への周知及び指導を行うものとする。
4. 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。
 - (1) 漁業者の取組について周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等が発出した場合には、速やかに状況提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請が発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1. 漁船漁業等の広域管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。
 - ① 5割を超え6割に達するまで:月3回(1～10日、11日～20日、21日～末日)
 - ② 7割を超えた場合:水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内上記に基づく報告を受けた場合には、速やかに水産庁に通知する。
2. 第2管理期間の漁獲枠超過分 0.04トンの差し引きは下表のとおりとする。
なお、漁獲枠の未消化が生じた場合には、次年度の差し引き数量に充当することができるものとする。

管理期間	当初枠	差し引き数量	差し引き後数量
第3管理期間	0.1トン	0.04トン	0.06トン